

○主な変更箇所

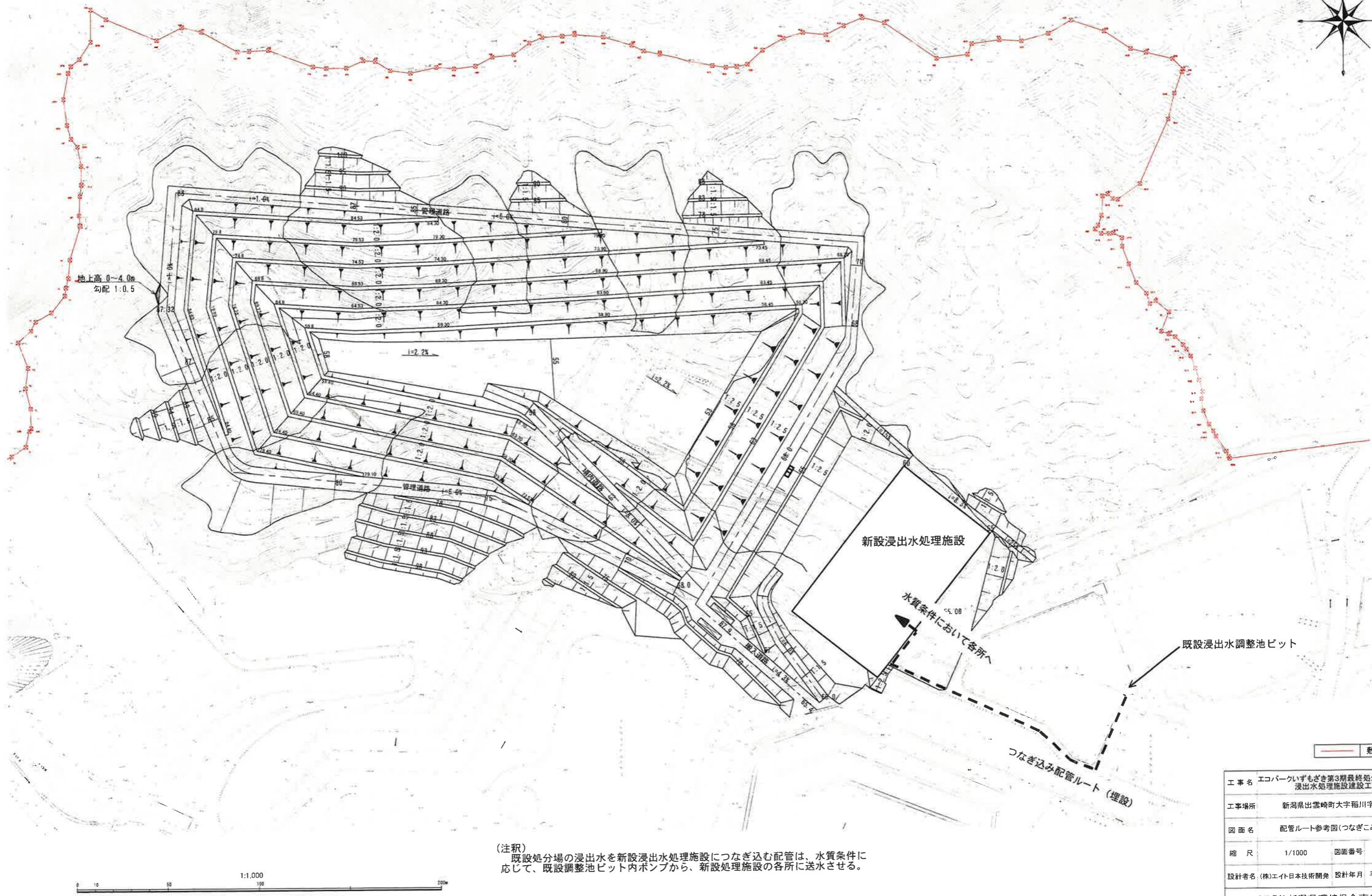
変更後

参考

※変更部分のみ抜粋

- 出水処理施設性能基準」(エコパークいづもざき浸出水処理施設の設計水質)を常に遵守できるようにマニュアルを作成し、浸出水処理施設を維持管理する。
- イ 浸出水処理施設の機能を定期的に点検し、異常が認められた場合及び水質検査結果で異常が生じた場合には速やかにその原因を調査し、速やかに必要な措置を講ずる。
- ウ 浸出水処理施設の運転日誌を作成し、5年間保存する。
- エ 浸出水及び放流水の水質検査は、「エコパークいづもざきに係る環境保全細目協定書」に定める項目及び検査回数とする。
- オ 既設及び新設の浸出水処理施設の処理について、整備した処理方式（処理フロー）の全てで処理を行うことを原則とする。
- カ 既設の浸出水処理施設に不具合が生じた場合等に備えたバックアップ・フェイルセーフの観点及び将来的な維持管理面の観点から、既設処分場の浸出水を新設の浸出水処理施設で処理することができるよう配管のつなぎ込みを行う。
なお、事前に長岡環境センターに説明し、了解が得られてから実施する。
バックアップ・フェイルセーフの観点からのつなぎ込みは、つなぎ込み配管の送水量について、第3期の浸出水処理施設の能力の範囲内で、既設埋め立て処分場からの浸出水を処理することができる仕様とする。
将来的な維持管理面の観点からつなぎ込みを行う場合の条件は、第3期埋立処分場からの浸出水量と、既設埋立処分場からの浸出水量の合計が、平均でおおむね520m³/日となり、かつ、塩化物イオン濃度が放流水質基準値以下となった場合に、既設埋立処分場からの浸出水を浸出水調整槽につなぎ込みを行う。
ただし、以下の水質条件を満たした場合はつなぎ込む位置を記載のとおりとする。
- (1) ~~Ca²⁺が放流水質基準値以下となったの場合に、生物処理工程（設備）の前につなぎ込みを行う。~~
- (2) (1)の条件に加えて、BOD及びT-Nが放流水質基準値以下となった場合に、物理化学処理工程（設備）の前につなぎ込みを行う。
- (3) (1)及び(2)の条件に加えて、SS、重金属類（水銀）が放流水質基準値以下となつた場合、~~消毒放流工程（設備）の前につなぎ込みを行う。~~
- ※ 月1回の頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果で判断する。また、事前に長岡環境センターに説明し、了解が得られてから実施する。
- ※ 水質が上記の条件を満足しないおそれが生じた場合は、つなぎ込む位置を、条件を満足する位置に直ちに変更する。
- キ 既設及び新設浸出水処理施設の処理機能について、将来的には浸出水の水質低下が見込まれることから、その水質条件に応じて、以下に示す対策を講じるものとする。
- (1) 既設浸出水処理施設
- ① 浸出水（原水）中のCa²⁺が放流水質基準値以下となつた場合、カルシウム除去

変更前



変更後(追加)

